



美濃加茂市議会
第1回定例会議案

令和5年2月22日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 1 号	美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例について	1
議第 2 号	美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例について	5
議第 3 号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	1 3
議第 4 号	美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例について	1 8
議第 5 号	美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	2 1
議第 6 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	2 3
議第 7 号	美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	2 5
議第 8 号	美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3 8
議第 9 号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	4 5
議第 1 0 号	令和 4 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 1 0 号）	4 9
議第 1 1 号	令和 5 年度美濃加茂市一般会計予算	7 1
議第 1 2 号	令和 5 年度美濃加茂市国民健康保険会計予算	7 1
議第 1 3 号	令和 5 年度美濃加茂市介護保険会計予算	7 1
議第 1 4 号	令和 5 年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算	7 1
議第 1 5 号	令和 5 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算	7 1
議第 1 6 号	令和 5 年度美濃加茂市古井財産区会計予算	7 1
議第 1 7 号	令和 5 年度美濃加茂市山之上財産区会計予算	7 1
議第 1 8 号	令和 5 年度美濃加茂市水道事業会計予算	7 1

議第 19 号	令和 5 年度美濃加茂市下水道事業会計予算	7 1
議第 20 号	市道路線の認定について	7 2
議第 21 号	可茂消防事務組合同規約の一部改正に関する協議について	8 7
議第 22 号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	8 9
諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	9 0

議第 1 号

美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例について

美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）において使用する用語の例による。

(法第 7 5 条第 5 項の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿)

第 3 条 実施機関は、法第 7 4 条第 2 項各号のうち第 9 号のみに該当して個人情報ファイル簿の作成等の適用除外となった個人情報ファイルについて、帳簿を作成し、公表するものとする。ただし、個人が特定される場合はこの限りでない。

(不開示情報としない情報)

第 4 条 法第 7 8 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、美濃加茂市情報公開条例（平成 1 1 年美濃加茂市条例第 2 0 号）第 6 条第 2 号エに掲げる情報（当該公務員等の氏名に係る部分に限る。）とする。

(開示請求に係る手数料)

第 5 条 法第 8 9 条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第 8 7 条第 1 項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複

製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付をいう。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(開示決定等の期限)

第6条 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第7条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年美濃加茂市条例第●●号）第2条に規定する美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(市長の調整)

第9条 市長は、法及びこの条例に基づく個人情報保護制度の運営に関し、他の実施機関と調整を図るものとする。

(運用状況の公表)

第10条 市長は、毎年度、法及びこの条例に基づく実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第10条の規定による職務上知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

(3) 前条の規定の施行前において旧条例第24条第1項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の日前に旧条例第13条、第14条、第15条又は第16条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正、消去及び利用停止等については、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行の日前にされた開示決定等、訂正決定等、消去決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求、消去請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、なお従前の例による。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報取扱事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号及び第3号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各項の罰金刑を科する。

7 前3項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議第 2 号

美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例について

美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議等の手続等について定めるものとする。

(設置)

第 2 条 情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営の確保並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、本市に、美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(定義)

第 3 条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げるものをいう。

ア 美濃加茂市情報公開条例（平成 1 1 年美濃加茂市条例第 2 0 号。以下「情報公開条例」という。）第 1 3 条第 1 項の規定により審査会に諮問した実施機関（情報公開条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）

イ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により審査会に諮問をした実施機関（美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年美濃加茂市条例第●●号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する実施機関をいう。）

ウ 美濃加茂市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年美濃加茂市条例第●●号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第 4 5 条第 1 項の規定により審査会に諮問した議長

(2) 公文書 情報公開条例第 9 条第 1 項に規定する公開決定等に係る公文書（同

条例第2条第2号に規定する公文書をいう。)をいう。

(3) 保有個人情報 次に掲げるものをいう。

ア 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）

イ 議会個人情報保護条例第20条第1項第5号ア、第35条第1項又は第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4項に規定する保有個人情報いう。）

(所掌事務)

第4条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 情報公開条例第13条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 情報公開条例に基づく情報公開制度の運用と改善に関する事項について調査審議し、実施機関に意見を述べること。

(3) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(4) 個人情報保護法施行条例第8条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(5) 議会個人情報保護条例第45条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じ調査審議すること。

(7) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項の規定する評価書に記載された同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて調査審議し、実施機関に意見を述べること。

(組織)

第5条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第6条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、そ

の委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第7条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁の職員その他の関係者に対し出席を求めて意見若しくは説明を聴くこと又は諮問庁に対し公文書若しくは保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させること又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会において、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第13条 審査会は、第9条第3項の規定による資料の提出又は同条第4項若しくは第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第14条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

2 審査会の行う審査請求以外の調査審議の手続は、公開とする。ただし、審査会が、公開しない理由があると認めるときは、この限りでない。

(答申書の送付等)

第15条 審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第17条 第6条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)				(略)			
美濃加茂市いじめ問題調査委員会委員	(略)	(略)		美濃加茂市いじめ問題調査委員会委員	(略)	(略)	
美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会委員	美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年美濃加茂市条例第●●号)						
みのかも定住自立圏構想共生ビジョン懇談会委員	(略)			みのかも定住自立圏構想共生ビジョン懇談会委員	(略)		
(略)				(略)			
美濃加茂市権利擁護支援審議会委員	(略)			美濃加茂市権利擁護支援審議会委員	(略)		

	美濃加茂市情報公開・ 個人情報保護審査会 委員
美濃加茂市行政不服 審査会委員	美濃加茂市行政不服 審査会委員
(略)	(略)

(美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（平成23年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表（第1条—第4条関係）					別表（第1条—第4条関係）				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
附属機 関名	所掌事項	委員の 構成	委員の 定数	委員の 任期	附属機 関名	所掌事項	委員の 構成	委員の 定数	委員の 任期
(略)					(略)				
美濃加茂市権利擁護支援審議会(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項に基づく。)	(略)				美濃加茂市権利擁護支援審議会(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第2項に基づく。)	(略)			

		美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会	(1) 情報公開に関すること。 (2) 美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号）の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関すること。	(1) 学識経験者を有する者	7人以上	2年以内
美濃加茂市行政不服審査会（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に基づく。）	(略)	美濃加茂市行政不服審査会（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に基づく。）	(略)			
(略)		(略)				
2 教育委員会の附属機関		2 教育委員会の附属機関				
(略)		(略)				

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に改正前の美濃加茂市附属機関の設置に関する条例（以下「旧条例」という。）別表に規定する美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下

「施行日」という。)に、第6条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。
この場合における任期については施行日から2年とする。

- 5 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第10条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 6 施行日前に旧条例別表の規定により旧審査会にされた諮問は、施行日において審査会にされたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

議第3号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(美濃加茂市情報公開条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市情報公開条例(平成11年美濃加茂市条例第20号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>公営企業管理者、財産区及び議会</u> をいう。 (2)～(3) (略) (公文書の公開義務) 第6条 (略) (1)～(2) (略) (2)の2 個人識別符号(<u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第2項</u> に規定する個人識別符号をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、 <u>議会及び公営企業</u> をいう。 (2)～(3) (略) (公文書の公開義務) 第6条 (略) (1)～(2) (略) (2)の2 個人識別符号(<u>美濃加茂市個人情報保護条例(平成11年美濃加茂市条例第21号)第2条第3号</u> に規定する個人識別符

次条第2項及び第8条の2において同じ。)

(3)～(7) (略)

(費用負担)

第11条 (略)

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第12条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第13条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があった場合は、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年美濃加茂市条例第●●号)第2条に規定する美濃加茂市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき(当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第14条 前条第1項の規定により諮問をし

号をいう。次条第2項及び第8条の2において同じ。)

(3)～(7) (略)

(費用負担)

第11条 (略)

た実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第15条 第9条の3第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の法令との調整等）

第16条 （略）

（情報公開の総合的な推進）

第17条 （略）

（情報の公表）

第18条 （略）

（情報の提供）

第19条 （略）

（公文書検索資料の作成等）

（他の法令との調整等）

第12条 （略）

（情報公開の総合的な推進）

第13条 （略）

（情報の公表）

第14条 （略）

（情報の提供）

第15条 （略）

（公文書検索資料の作成等）

第20条 (略) (指定管理者の情報公開)	第16条 (略) (指定管理者の情報公開)
第21条 (略) (実施状況の公表)	第17条 (略) (実施状況の公表)
第22条 (略) (委任)	第18条 (略) (委任)
第23条 (略)	第19条 (略)

(美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)
第2条 美濃加茂市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年美濃加茂市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(個人情報等の管理) 第8条 指定管理者は、 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)</u> の趣旨により、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～3 (略)	(個人情報等の管理) 第8条 指定管理者は、 <u>美濃加茂市個人情報保護条例(平成11年美濃加茂市条例第21号)</u> の趣旨により、当該公の施設の管理に当たって保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 2～3 (略)

(美濃加茂市債権管理条例の一部改正)
第3条 美濃加茂市債権管理条例(平成28年美濃加茂市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(庁内の情報共有) 第8条 市長は、市の債権について履行期限までに履行されない場合において、第10条から第16条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置若しくは処分(以下この項において「措置等」という。)の判断に資すると認める限りにおいて、その措置等に係る債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の	(庁内の情報共有) 第8条 市長は、市の債権について履行期限までに履行されない場合において、第10条から第16条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置若しくは処分(以下この項において「措置等」という。)の判断に資すると認める限りにおいて、その措置等に係る債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の

<p>有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び市長が行った措置等の情報を、同一の実施機関（<u>美濃加茂市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年美濃加茂市条例第●●号）第2条第1項</u>に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>有無（滞納がある場合は、その滞納している額を含む。）及び市長が行った措置等の情報を、同一の実施機関（<u>美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号）第2条第1号</u>に規定する実施機関をいう。以下この条において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。</p> <p>2～4 （略）</p>
---	---

（美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の一部改正）

第4条 美濃加茂市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成31年美濃加茂市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（市等が設置した防犯カメラの画像データの取扱い）</p> <p>第14条 市及び指定管理者においては、第8条及び第9条の規定にかかわらず、画像データの取扱いについては、<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）</u>の定めるところによる。</p>	<p>（市等が設置した防犯カメラの画像データの取扱い）</p> <p>第14条 市及び指定管理者においては、第8条及び第9条の規定にかかわらず、画像データの取扱いについては、<u>美濃加茂市個人情報保護条例（平成11年美濃加茂市条例第21号）</u>の定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第 4 号

美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市職員の定数条例の一部を改正する条例

美濃加茂市職員の定数条例（昭和 4 6 年美濃加茂市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条第 6 項、第 1 7 2 条第 3 項、第 1 9 1 条第 2 項及び第 2 0 0 条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 9 条及び第 3 1 条第 3 項、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 2 6 条第 2 項並びに地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）の規定に基づき、それぞれの事務部局に常時勤務する一般職の職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3 6 0 人</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条第 6 項、第 1 7 2 条第 3 項、第 1 9 1 条第 2 項及び第 2 0 0 条第 6 項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 9 条及び第 3 1 条第 3 項、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 2 6 条第 2 項並びに地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）の規定に基づき、それぞれの事務部局に勤務する一般職の職員<u>（臨時若しくは非常勤の職員又は休職者を除く。以下同じ。）</u>の定数に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>3 3 9 人</u></p>

(3)～(6) (略)

(7) 公営企業の職員 23人

合計 410人

2 次に掲げる職員は、前項の職員の定数外とする。

(1) 兼任の職員

(2) 併任の職員

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項の規定により休職を命ぜられている職員

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(5) 美濃加茂市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年美濃加茂市条例第3号)第2条の規定により自己啓発等休業をしている職員

(6) 国、他の地方公共団体その他の団体に派遣されている職員

(7) 美濃加茂市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年美濃加茂市条例第2号)第2条の規定により派遣されている職員

3 前項第3号から第7号までに掲げる職員の復職又は職務への復帰により職員定数に過員が生じた場合は、当該過員が生じた年度に限り、その現在数をもつて職員定数とする。

(職員の定数の配分)

第3条 前条第1項各号に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。

(3)～(6) (略)

(7) 公営企業の職員 23人

合計 389人

(職員の定数の配分)

第3条 前条に掲げる職員の定数の当該事務部局内の配分は、それぞれ任命権者が定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
(美濃加茂市福祉事務所設置条例の一部改正)
- 2 美濃加茂市福祉事務所設置条例（昭和29年美濃加茂市条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(所員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の所員は、美濃加茂市職員の定数条例（昭和46年美濃加茂市条例第10号）<u>第2条第1項第2号</u>に定める市長の事務部局の職員のうちから市長が任命する。</p>	<p style="text-align: center;">(所員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の所員は、美濃加茂市職員の定数条例（昭和46年美濃加茂市条例第10号）<u>第2条第2号</u>に定める市長の事務部局の職員のうちから市長が任命する。</p>

(美濃加茂市監査委員条例の一部改正)

- 3 美濃加茂市監査委員条例（昭和39年美濃加茂市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(事務局の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 事務局の職員の定数は、美濃加茂市職員の定数条例（昭和46年美濃加茂市条例第10号）<u>第2条第1項第4号</u>に定める職員の定数とし、事務局に事務局長を置く。</p>	<p style="text-align: center;">(事務局の設置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 事務局の職員の定数は、美濃加茂市職員の定数条例（昭和46年美濃加茂市条例第10号）<u>第2条第4号</u>に定める職員の定数とし、事務局に事務局長を置く。</p>

議第5号

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(休憩時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>任命権者は、次に掲げる場合には、市の規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。</u></p> <p>(1) <u>職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき。</u></p> <p>(2) <u>職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。</u></p> <p>(3) <u>職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。</u></p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定するもののほか、同項に規定す</p>	<p>(休憩時間)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、市の規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。</u></p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定するもののほか、同項に規定す</p>

る正規の勤務時間以外の時間における勤務
に関し必要な事項は、市の規則で定める。

る正規の勤務時間以外の時間における勤務
に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第6号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例)

第1条 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例(平成23年美濃加茂市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第1条—第4条関係)					別表(第1条—第4条関係)				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期	附属機関名	所掌事項	委員の構成	委員の定数	委員の任期
(略)					(略)				
美濃加茂市子ども・子育て会議(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項に基づく。)	子ども・子育て支援法第7条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。	(略)			美濃加茂市子ども・子育て会議(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に基づく。)	子ども・子育て支援法第7条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。	(略)		
(略)					(略)				

2 教育委員会の附属機関	2 教育委員会の附属機関
(略)	(略)

(美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)
 第2条 美濃加茂市認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成28年美濃加茂市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条各号</u>に該当する小学校就学前子どもをいう。</p> <p>(5) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法 <u>第19条第1号</u>に該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1項各号</u>に該当する小学校就学前子どもをいう。</p> <p>(5) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法 <u>第19条第1項第1号</u>に該当する教育・保育給付認定子どもをいう。</p> <p>(6) (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議第 7 号

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

美濃加茂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第 5 条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第 1 9 条第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第 1 9 条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第 1 9 条第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第 1 9 条第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第 3 号</u></p>	<p>第 5 条 （略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第 1 9 条第 1 項第 3 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満 1 歳に満たない小学校就学前子ども及び満 1 歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>(1) 認定こども園 <u>法第 1 9 条第 1 項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(2) 幼稚園 <u>法第 1 9 条第 1 項第 1 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>(3) 保育所 <u>法第 1 9 条第 1 項第 2 号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項</u></p>

に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

3 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第8条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

第8条 (略)

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。）等確かめるものとする。

(利用者負担額等の受領)

第14条 (略)

2・3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) (略)

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）
に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）
に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第16条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) (略)

2 (略)

(運営規程)

第21条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第24条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

第27条 削除

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあつては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに特定教育・保育の提供を行わない日

(5)～(11) (略)

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第27条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(特別利用保育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1

げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

- 第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければ

項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

- 第37条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しな

ならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者

なければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第5条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育

を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第38条（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条（略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学

を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第38条（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第40条（略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学

前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に

校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 (略)

(特別利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定に

より特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるの

より特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第41条第2項を除き、前条において準用する第9条から第15条まで（第11条及び第14条を除く。）、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第40条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第53条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第44条第1項中「教育・保育給付

は「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第38条第2項

認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第53条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあつては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第

の規定により定められた利用定員の総数を
超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

38条第2項の規定により定められた利用
定員の総数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第27条の改正は、公布の日から施行する。

議第 8 号

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 8 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、 <u>第 8 条の 2</u> 、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 1 6 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 7 条並びに第 1 8 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な	(保育所等との連携) 第 7 条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第 1 項、第 1 5 条第 1 項及び第 2 項、第 1 6 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項、第 1 7 条並びに第 1 8 条第 1 項から第 3 項まで並びに附則第 3 条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育(教育基

教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第8条 (略)

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られる

本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第8条 (略)

よう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第9条 (略)

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第9条 (略)

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。た

<p>設備及び職員に兼ねることができる。</p> <p>第14条 削除</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p><u>だし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p>第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>3～5 (略)</p>
--	---

(美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年美濃加茂市条例第29号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 (略)</p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた</u></p>	<p>(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)</p> <p>第6条 (略)</p>

放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 （略）

（虐待等の禁止）

第12条 （略）

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 （略）

（虐待等の禁止）

第12条 （略）

放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 (略)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であつて、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落と

(衛生管理等)

第13条 (略)

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 (略)

しを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在確認を行わなければならない。

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の美濃加茂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議第9号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年2月22日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成12年美濃加茂市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第20条の12 第20条の3又は第20条の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第29条及び第32条第1項において同じ。）は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第20条の12 第20条の3又は第20条の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第20条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第20条の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第29条及び第32条第1項において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p>

(低所得者の保険料の減額)

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、29万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2

(低所得者の保険料の減額)

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) (略)

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、28万5千円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のものイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とロに掲げる額とを合算した額

イ・ロ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2

以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、53万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前各号に該当する者以外のもの

イ・ロ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第37条の2 (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の

以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に、52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯の属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前各号に該当する者以外のもの

イ・ロ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第37条の2 (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければな

提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。	らない。
---------------------------------	------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日前に出産した被保険者に係る美濃加茂市国民健康保険条例第5条第1項の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の美濃加茂市国民健康保険条例第20条の12及び第32条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第10号

令和4年度美濃加茂市一般会計補正予算（第10号）

令和4年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44,457千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,185,198千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和5年2月22日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		4,176,877	1,300	4,178,177
	1 国庫負担金	2,554,267	1,300	2,555,567
16 県支出金		1,798,440	650	1,799,090
	1 県負担金	1,082,739	650	1,083,389
17 財産収入		62,524	4,649	67,173
	1 財産運用収入	57,373	4,649	62,022
20 繰越金		1,567,632	37,858	1,605,490
	1 繰越金	1,567,632	37,858	1,605,490
歳入合計		24,140,741	44,457	24,185,198

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,836,169	22,741	3,858,910
	1 総務管理費	3,259,350	22,741	3,282,091
3 民生費		9,090,153	21,713	9,111,866
	1 社会福祉費	4,548,010	2,703	4,550,713
	3 生活保護費	405,892	19,010	424,902
5 農林業費		579,722	3	579,725
	1 農業費	377,450	3	377,453
歳 出 合 計		24,140,741	44,457	24,185,198

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	長良川鉄道経営安定支援事業	千円 11,344
3 民生費	1 社会福祉費	市民福祉事務費	6,728
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	43,395
		会計年度任用職員給	1,376
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路施設補修点検事業	92,070
		一般道路改修事業	63,202
	3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	15,875
	4 都市計画費	新産業集積地区整備事業	42,350
9 教育費	6 保健体育費	牧野ふれあい広場整備事業	93,915

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	4,176,877	1,300	4,178,177
16 県支出金	1,798,440	650	1,799,090
17 財産収入	62,524	4,649	67,173
20 繰越金	1,567,632	37,858	1,605,490
歳入合計	24,140,741	44,457	24,185,198

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,836,169	22,741	3,858,910
3 民生費	9,090,153	21,713	9,111,866
5 農林業費	579,722	3	579,725
歳出合計	24,140,741	44,457	24,185,198

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
			4,543	18,198
1,300	650		103	19,660
			3	
1,300	650		4,649	37,858

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	4,176,877	1,300	4,178,177
	1	国庫負担金	2,554,267	1,300	2,555,567
		1 民生費国庫負担金	2,374,005	1,300	2,375,305

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費 負担金	1,300	1 自立支援医療（更生・育成医療）費負担金

(款) 16 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,798,440	650	1,799,090
	1	県負担金	1,082,739	650	1,083,389
		1 民生費県負担金	1,036,050	650	1,036,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費 負担金	650	1 自立支援医療（更生・育成医療）費負担金

(款) 17 財産収入
(項) 1 財産運用収入

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
17		財産収入	62,524	4,649	67,173
	1	財産運用収入	57,373	4,649	62,022
	3	基金運用収入	20,015	4,649	24,664

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 基金利子	4,649	1 財政調整基金利子 2 減債基金利子 3 国際交流基金利子 4 ふるさと納税基金利子 5 福祉基金利子 6 ふるさと水基金利子 7 庁舎建設基金利子	1,397 91 4 138 103 3 2,913

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	1,567,632	37,858	1,605,490
	1	繰越金	1,567,632	37,858	1,605,490
		1 繰越金	1,567,632	37,858	1,605,490

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	37,858	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総 務 費	3,836,169	22,741	3,858,910	4,543	18,198
	1	総務管理費	3,259,350	22,741	3,282,091	4,543	18,198
	3	財政管理費	619,832	1,488	621,320	財産収入 1,488	
	6	企 画 費	1,375,062	21,249	1,396,311	財産収入 3,051	18,198
	7	市民まちづ くり推進費	80,624	4	80,628	財産収入 4	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	1,488	財政調整基金積立金 1,397 減債基金積立金 91	財政管理事業 1,488
18 負担金、補助及び交付金	18,198	長良川鉄道経営安定対策補助金	ふるさと納税推進事業 138 長良川鉄道経営安定支援事業 18,198 新庁舎整備事業 2,913
24 積立金	3,051	ふるさと納税基金積立金 138 庁舎建設基金積立金 2,913	
24 積立金	4	国際交流基金積立金	国際交流事業 4

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	民生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	9,090,153	21,713	9,111,866	2,053	19,660
	1	社会福祉費	4,548,010	2,703	4,550,713	2,053	650
	1	社会福祉総務費	843,966	103	844,069	財産収入 103	
	5	自立支援費	1,509,759	2,600	1,512,359	国庫支出金 1,300 県支出金 650	650
	3	生活保護費	405,892	19,010	424,902		19,010
	1	生活保護総務費	42,404	15,085	57,489		15,085
	3	生活困窮者自立支援費	74,219	3,925	78,144		3,925

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	103	福祉基金積立金	市民福祉事務費 103
19 扶助費	2,600	自立支援医療(更生医療・育成医療)費用助成	自立支援医療費給付事業 2,600
22 償還金、利子及び割引料	15,085	国庫負担金返還金	生活保護事務費 15,085
22 償還金、利子及び割引料	3,925	国庫負担金返還金	生活困窮者自立支援事業 1,001 生活困窮者自立支援金支給事業(新型コロナウイルス対策) 2,924

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5		農林業費	579,722	3	579,725	3	
	1	農業費	377,450	3	377,453	3	
		6	農地費	241,292	3	241,295	財産収入 3

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
24 積立金	3	ふるさと水基金積立金	農業用施設事業 3

令和5年度美濃加茂市一般会計、特別会計及び公営企業会計予算について

令和5年度美濃加茂市の一般会計及び特別会計の予算並びに水道事業会計及び下水道事業会計の予算を、別冊のとおり定める。

令和5年2月22日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

- 議第11号 令和5年度美濃加茂市一般会計予算
- 議第12号 令和5年度美濃加茂市国民健康保険会計予算
- 議第13号 令和5年度美濃加茂市介護保険会計予算
- 議第14号 令和5年度美濃加茂市後期高齢者医療会計予算
- 議第15号 令和5年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算
- 議第16号 令和5年度美濃加茂市古井財産区会計予算
- 議第17号 令和5年度美濃加茂市山之上財産区会計予算
- 議第18号 令和5年度美濃加茂市水道事業会計予算
- 議第19号 令和5年度美濃加茂市下水道事業会計予算

議第20号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

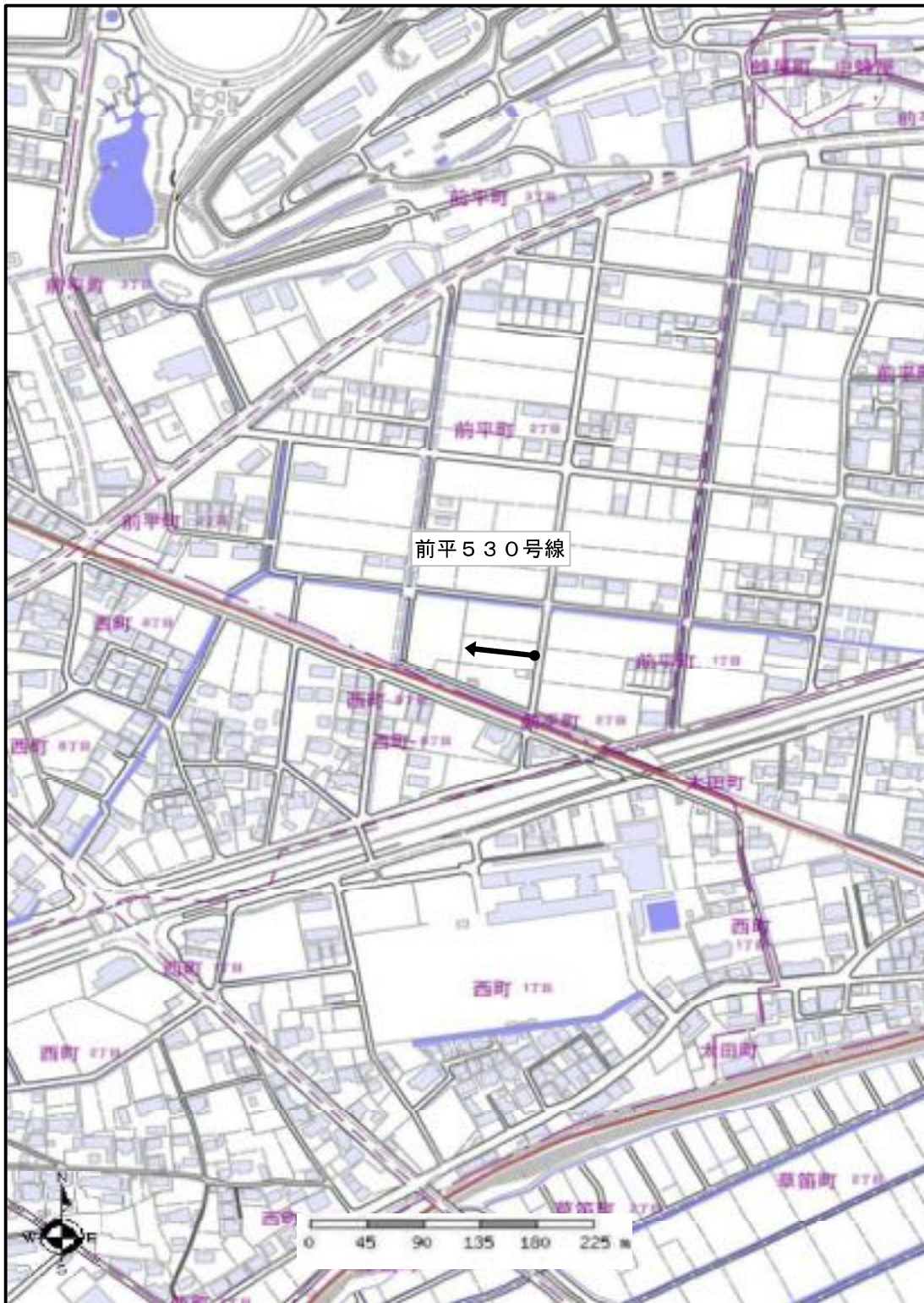
美濃加茂市長 藤井浩人

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	前平53 0号線	美濃加茂市前平町二丁目51番1地先		
		美濃加茂市前平町二丁目52番地先		
2	山手53 1号線	美濃加茂市山手町三丁目93番8地先		
		美濃加茂市山手町三丁目93番11地先		
3	西町53 2号線	美濃加茂市西町四丁目45番10地先		
		美濃加茂市西町四丁目45番8地先		
4	西町53 3号線	美濃加茂市西町一丁目116番1地先		
		美濃加茂市西町一丁目116番3地先		
5	本郷70 9号線	美濃加茂市本郷町四丁目34番14地先		
		美濃加茂市本郷町四丁目34番11地先		
6	鷹之巣4 85号線	美濃加茂市加茂野町鷹之巣字中落1429番1地先		
		美濃加茂市加茂野町鷹之巣字中落1429番2地先		
7	今泉48 6号線	美濃加茂市加茂野町今泉字畑中1052番1地先		
		美濃加茂市加茂野町今泉字畑中1052番7地先		

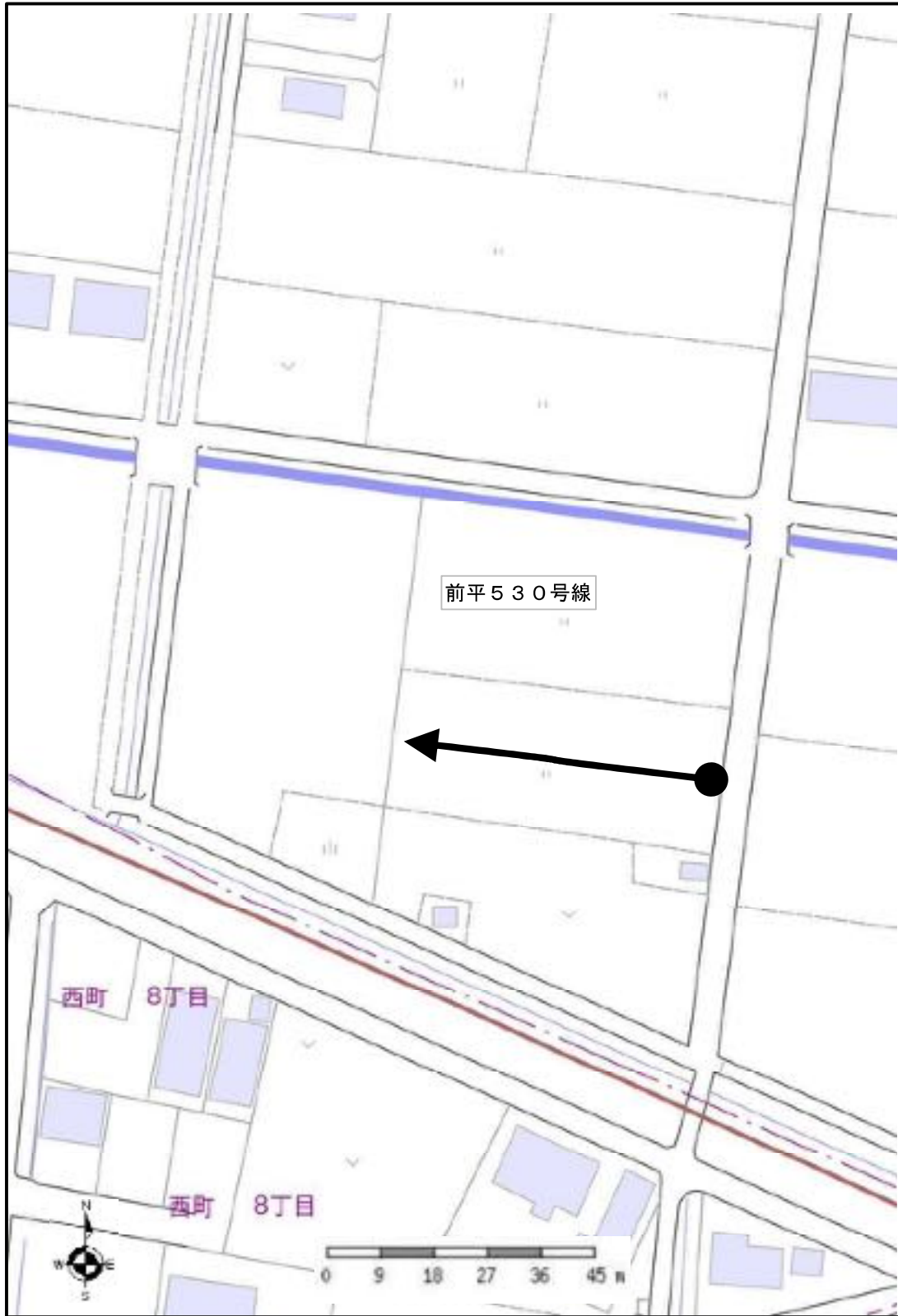
新規認定路線

①:前平530号線



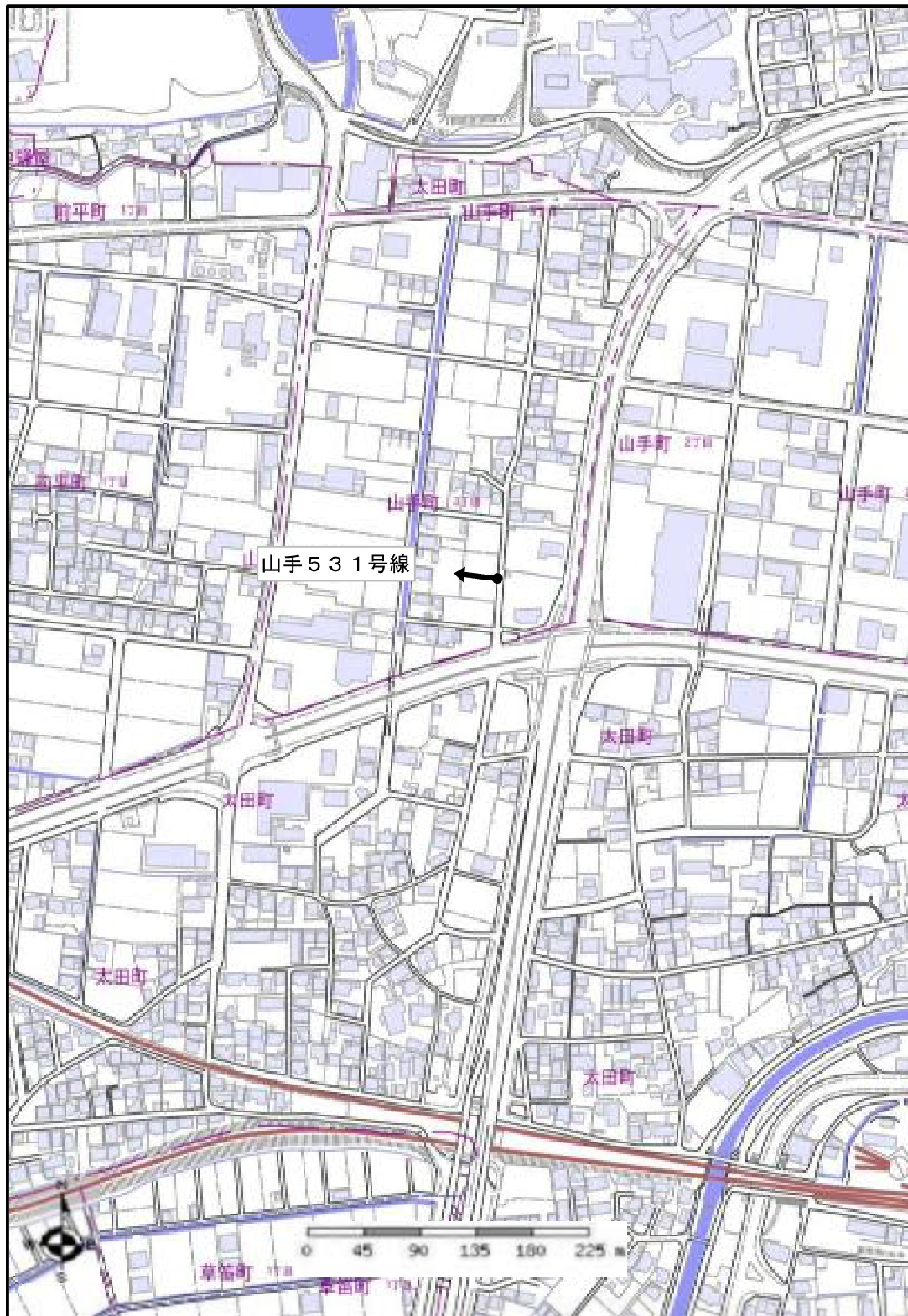
新規認定路線

①:前平530号線



新規認定路線

②:山手531号線



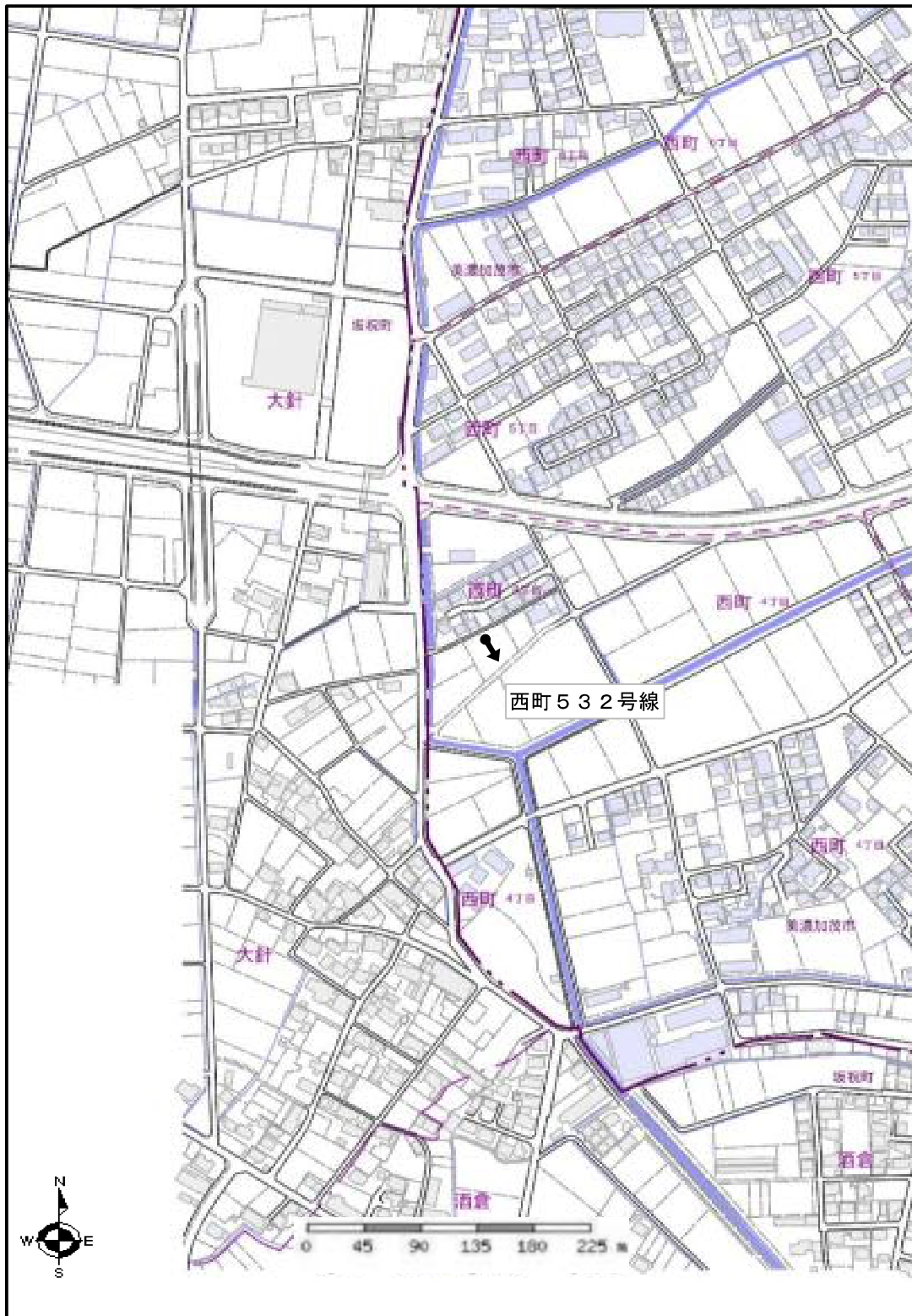
新規認定路線

②:山手531号線



新規認定路線

③:西町532号線



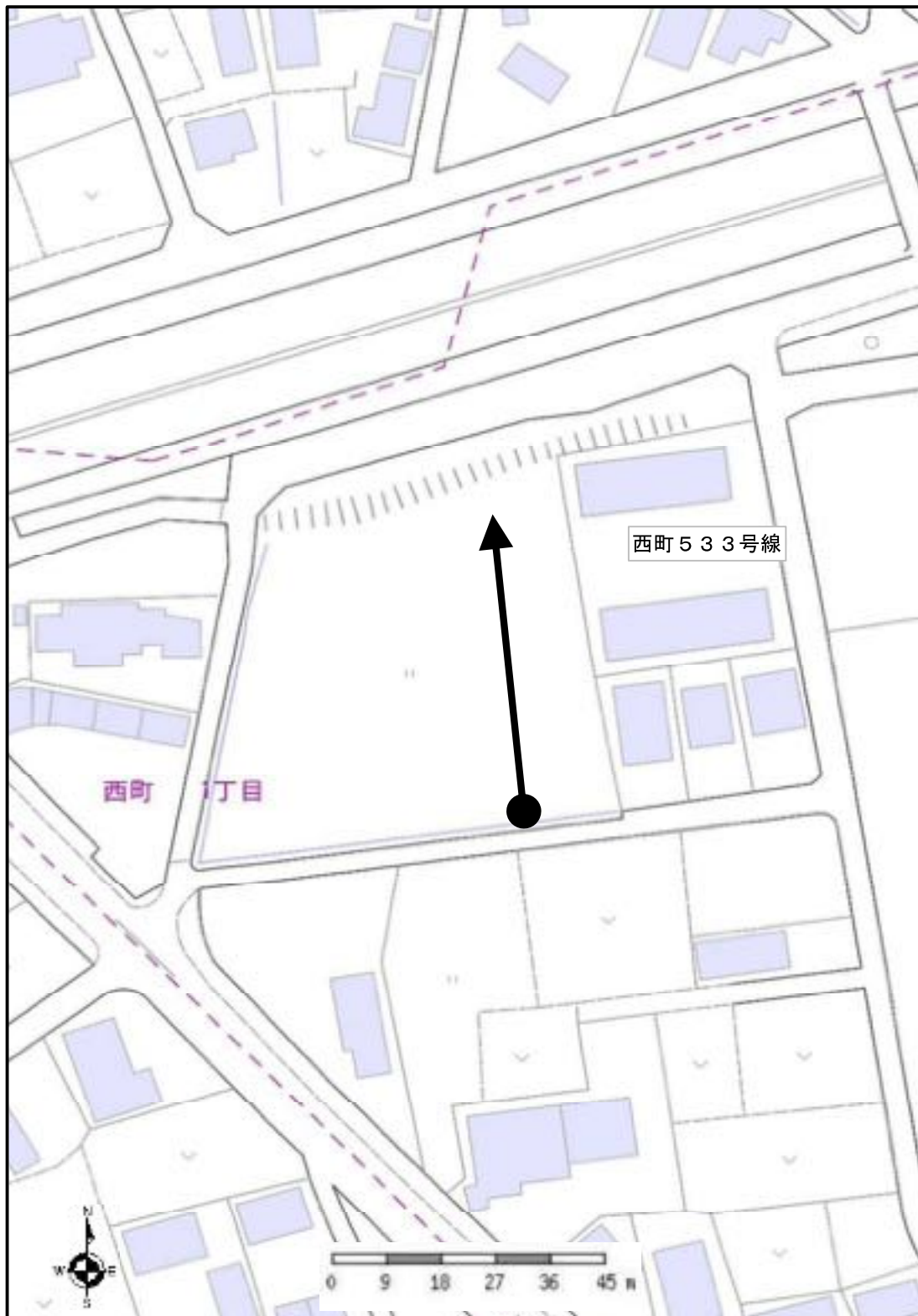
新規認定路線

③:西町532号線



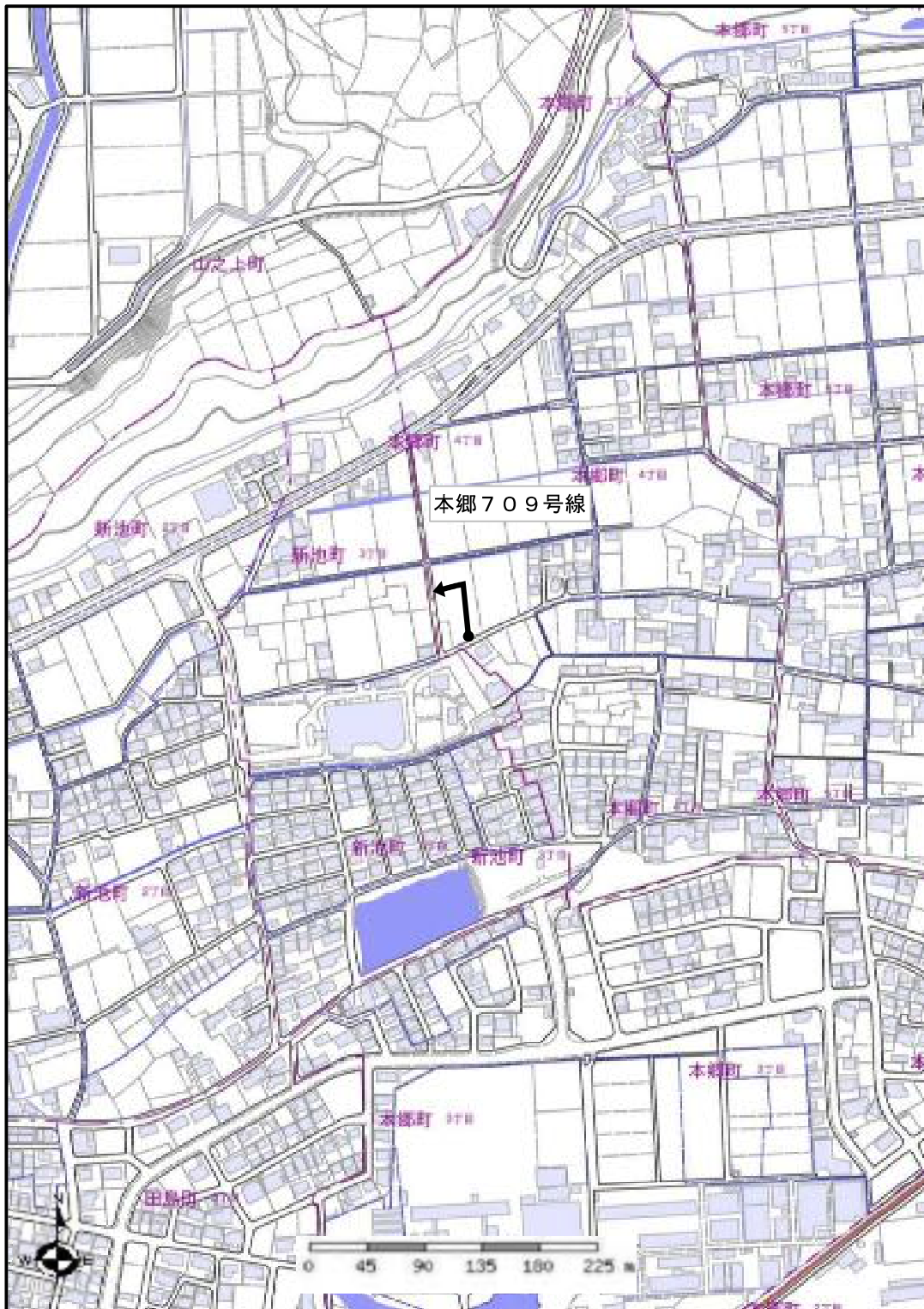
新規認定路線

④:西町533号線



新規認定路線

⑤:本郷709号線



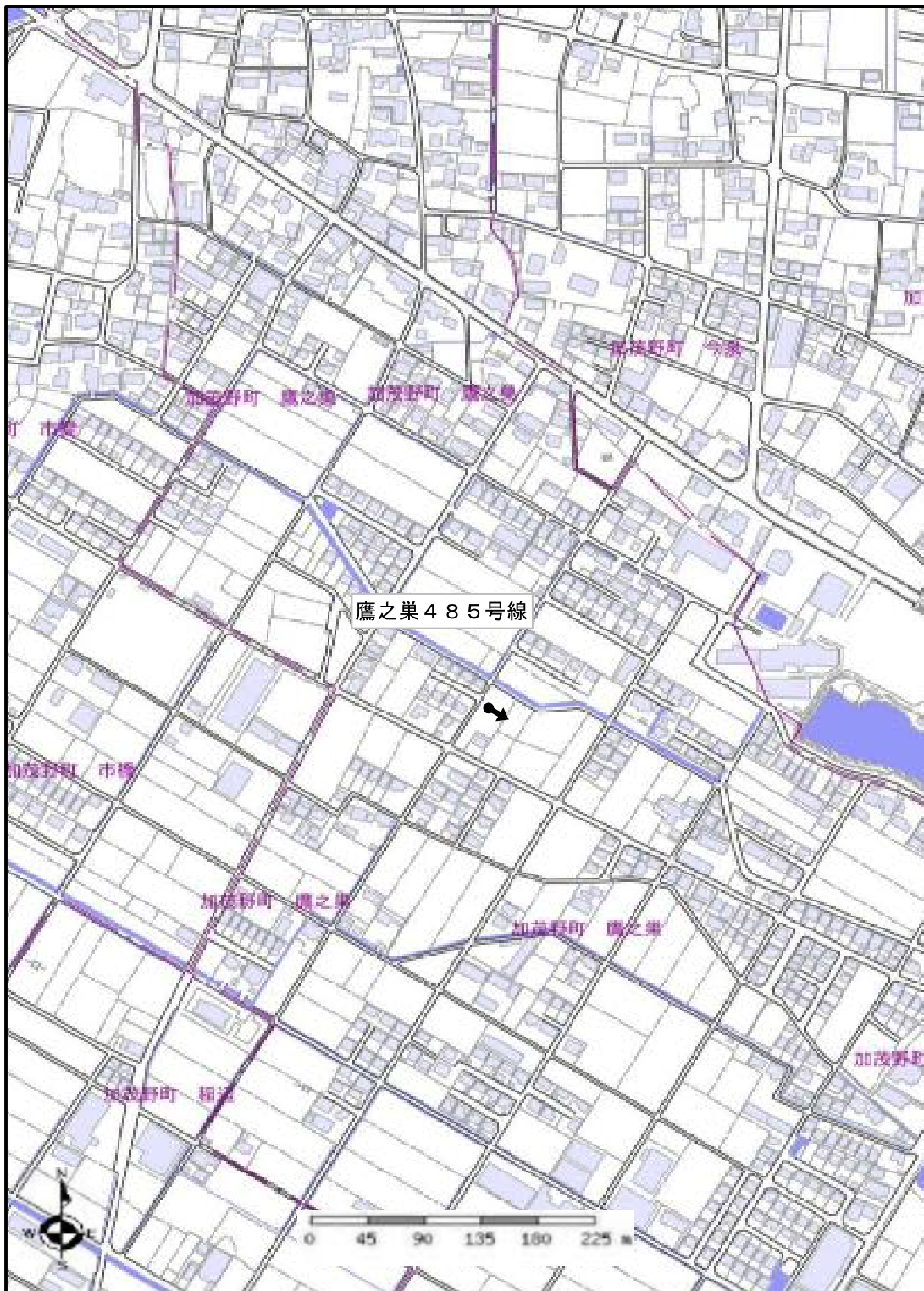
新規認定路線

⑤:本郷709号線



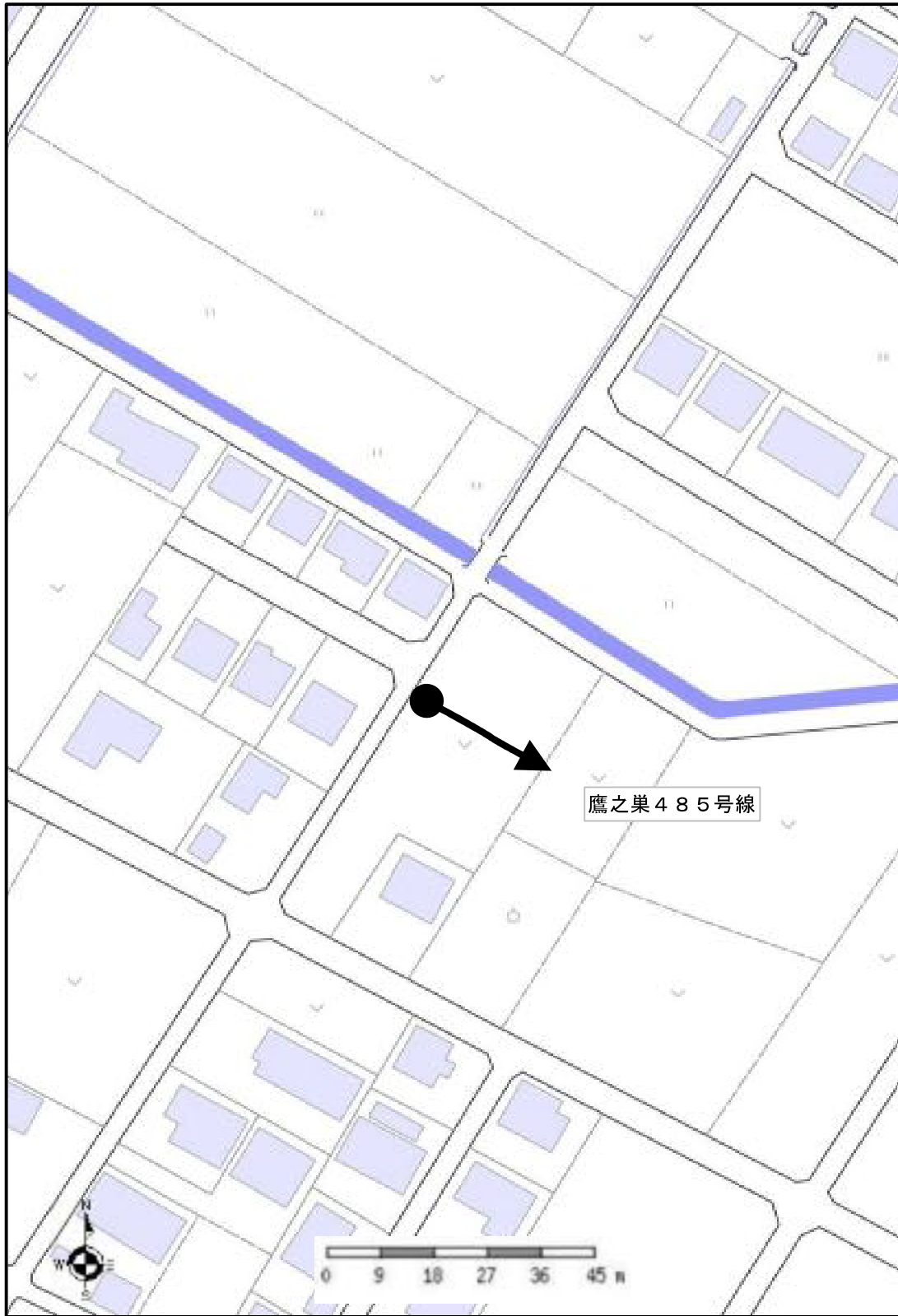
新規認定路線

⑥:鷹之巢485号線



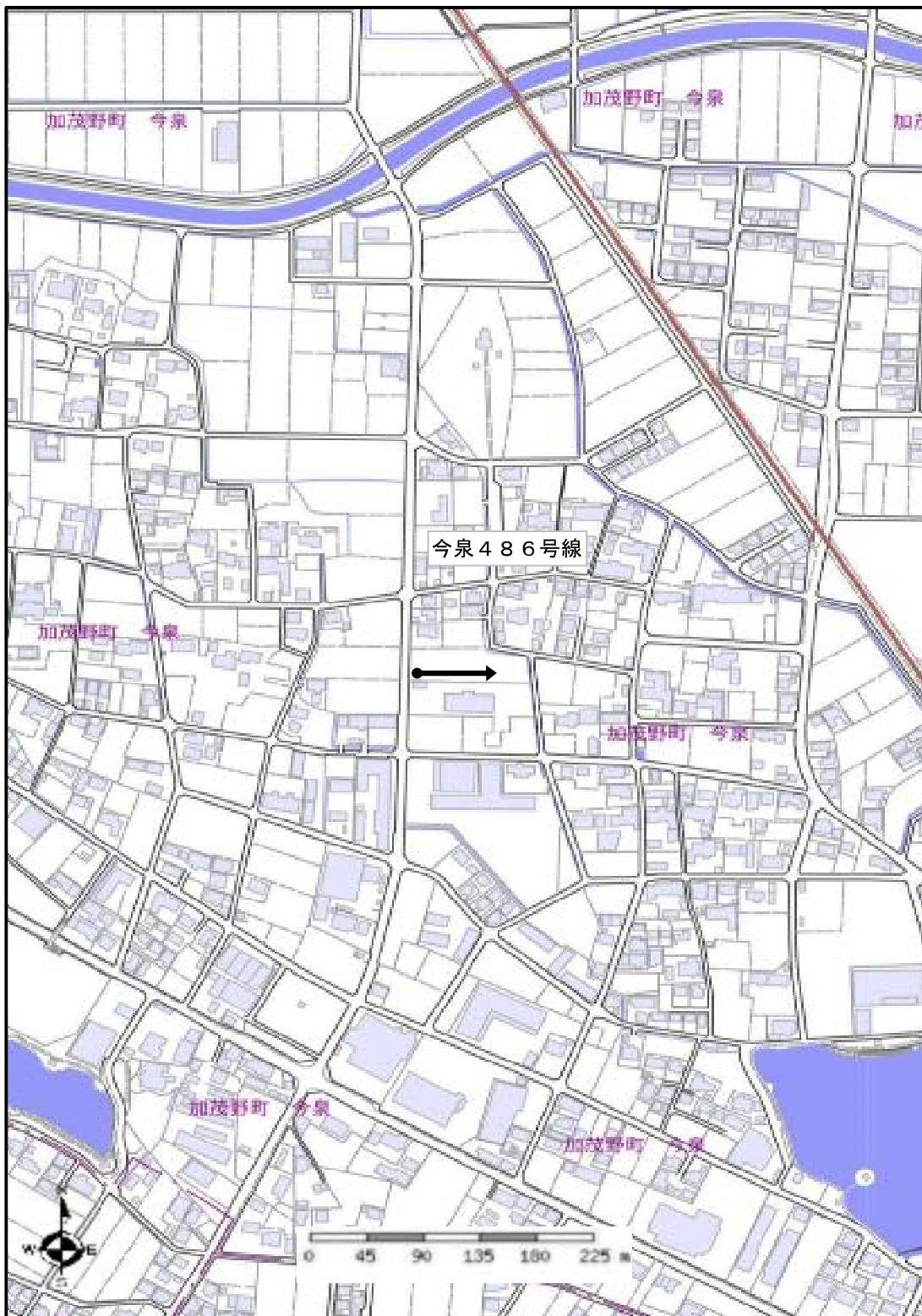
新規認定路線

⑥:鷹之巢485号線



新規認定路線

⑦:今泉486号線



新規認定路線

⑦:今泉486号線



議第 2 1 号

可茂消防事務組合同規約の一部を改正する規約に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 号第 1 項の規定に基づき、可茂消防事務組合の規約の一部を次のとおり改正することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

可茂消防事務組合同規約の一部を改正する規約

可茂消防事務組合同規約（昭和 4 5 年 4 月 1 日岐阜県指令地第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務所の位置)</p> <p>第 4 条 組合の事務所は、美濃加茂市加茂川町三丁目 7 番 7 号 _____ に置く。</p> <p>(議会の議員の定数等)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の組合議員は、次の者をもつて充てる。</p> <p>(1) 関係市町村の長(地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。)第 1 5 2 条第 1 項及び第 2 項に規定する者を含む。) 1 0 人</p> <p>(2) 関係市町村の議会の議長(法第 1 0 6 条第 1 項に規定する者を含む。) 1 0 人</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(選任及び任期)</p> <p>第 8 条 (略)</p>	<p>(事務所の位置)</p> <p>第 4 条 組合の事務所は、美濃加茂市加茂川町 3 丁目 3, 1 6 0 番地に置く。</p> <p>(議会の議員の定数等)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の組合議員は、次のものをもつてあてる。</p> <p>(1) 関係市町村の長 _____ _____ 1 0 人</p> <p>(2) 関係市町村の議会の代表者 _____ 1 0 人</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(選任及び任期)</p> <p>第 8 条 (略)</p>

<p>2 会計管理者は、管理者の属する市町村の会計管理者をもつて<u>充てる</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 第7条に定める者を除くほか、<u>組合に職員を置く</u>。</p> <p><u>2 前項の職員のうち、消防長は管理者が任命し、消防長以外の職員は、管理者の承認を得て消防長が任命する</u>。</p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(監査委員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、<u>関係市町村の監査委員のうち法</u> <u>第196</u> 条第1項に規定する識見を有する者から1人及び組合議員のうちから1人を選任する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第12条 組合の経費は、関係市町村の分担金、手数料その他の収入をもつてこれに<u>充てる</u>。</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 会計管理者は、管理者の属する市町村の会計管理者をもつて<u>あてる</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 <u>組合に職員を置き、管理者がこれを任免する</u>。</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(監査委員)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、<u>関係市町村の監査委員のうち地方自治法(昭和22年法律第67号)第196</u> <u>条第1項に規定する識見を有する者から1</u> 人及び組合議員のうちから1人を選任する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(経費)</p> <p>第12条 組合の経費は、関係市町村の分担金、手数料その他の収入をもつてこれに<u>あてる</u>。</p> <p>2 (略)</p>
--	---

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第 2 2 号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

住 所
氏 名 安 藤 摩 里
生年月日

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和5年2月22日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 西 田 正 幸
生年月日



*Walkable City
Minakama*